

ワーキンググループの設置及び運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スマートシティ青森推進協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項に基づき、ワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第2条 WGの設置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 正会員又は運営委員が所属する団体等から、事務局が定める様式に基づき、事務局へ提案があった場合
- (2) 運営委員会が、協議会の目的の達成に必要であると認めた場合

(設置の承認)

第3条 前条の要件を満たす提案があったとき、事務局はスマートシティ青森の実現の観点から内容を審査し、適当と認める場合には運営委員会に上程する。

2 運営委員会は、前項に基づき上程された内容を審査し、適当と認めるときは、WGの設置を承認する。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他委員長が必要と認める場合は、持ち回りによる審査及び承認をもって、運営委員会の決定に代えることができる。

(構成)

第4条 WGは、代表者及び構成員（以下「構成員等」という。）をもって構成する。

2 代表者及び事務局は、WGの円滑な運営のため、必要に応じ、関係者をオブザーバーとして招集することができる。

(代表者)

第5条 代表者は、WGの活動を統括する者で、原則としてWGの設置を提案した者をもって充てる。

2 代表者は、WGの活動計画書を作成し、WGを主体的に運営する。

3 代表者から交代の申し出があった場合、又は代表者が退会もしくは除名された場合は、事務局がWGに参加している構成員と協議し、後任の代表者を選任する。

(構成員)

第6条 構成員は、WGの活動に実務的に参加する者とし、会員のうち代表者及び事務局が協議のうえ選任する。

2 構成員は、WG活動に参加し、代表者を補佐する。

3 構成員は、事務局に届け出ることにより、WGから退会することができる。

(活動)

第7条 WG は、青森市の地域課題の解決や市民利便性の向上に資する具体的な取組の検討及び実行を活動の目的とする。

- 2 代表者は、具体的な取組の検討又は実行に係る進捗状況及び成果を事務局に適宜報告する。
- 3 構成員等は、具体的な取組を検討し、又は実行する場合において、特定の者が競争上有利となり、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすことがないよう、公平性及び透明性を確保しなければならない。
- 4 その他活動に関して必要な事項は、代表者が事務局と協議のうえ定めることができる。

(報酬及び費用負担)

第8条 構成員等の活動は無報酬とする。ただし、構成員等の協議により、報酬を支払うことを妨げない。

- 2 WG の活動に要する費用は、原則として構成員等の自己負担とし、その負担割合は構成員等が協議して決定する。
- 3 協議会が特に必要と認めた場合は、予算の範囲内で支援することができる。

(廃止)

第9条 WG は、活動計画書に定めた活動期間の終了をもって廃止する。ただし、事務局と協議のうえ、活動期間を延長することができる。

- 2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、WG の廃止を決定することができる。
 - (1) 主要な構成員等が会員規程第6条により退会又は除名となったとき
 - (2) 活動が活動計画書と著しく逸脱しているとき
 - (3) 協議会の信用を著しく害したとき
 - (4) その他協議会の運営に重大な支障が生じると認められるとき

(秘密保持)

第10条 構成員等及び第4条第2項に定めるオブザーバーは、WG において知り得た活動内容及び他の会員に関する一切の事項を、無断で第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は、構成員等が退会し、又はWG が解散した後も同様とする。

(雑則)

第11条 本規程に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 本規程は、令和8年2月25日から施行する。